

イ. 支出項目別実績

(単位 千円)

	総 額	消 費 的 支 出					投 資 的 支 出			
		教 授 費	維 持 費	修 繕 費	補助活動費	所定支払費	土地建築費	設備備品費	図書購入費	
P ・ T ・ A 他	全日制	741,940	226,383	38,673	42,592	10,188	72,337	178,362	156,789	16,616
	定時制	51,000	13,518	3,508	3,294	837	4,179	12,668	12,219	777
	通信制	1,481	1,018	121	—	—	135	—	207	—
	計	794,421	240,919	42,302	45,886	11,025	76,651	191,030	169,215	17,393
学 校 徴 収 金	全日制	680,990	556,208	7,994	8,202	3,127	15,004	20,429	42,526	27,500
	定時制	63,700	27,267	1,073	1,046	27,861	278	69	4,182	1,924
	通信制	1,670	1,613	26	—	—	19	—	—	12
	計	746,360	585,088	9,093	9,248	30,988	15,301	20,498	46,708	29,436
合 計	1,540,781	826,007	51,395	55,134	42,013	91,952	211,528	215,923	46,829	

② 私費で雇用した職員

ア. 私費雇用職員の職種別比率

職種別 人員計	図書 館職員	事務 補助員	教務 関係 補助	進路 関係 事務	実験 実習 補助	給食 補助 員	用務 労務 員
168	50	101	2	4	3	1	7
100	29.6	60.3	1.2	2.4	1.8	0.6	4.1

③ 団体会計徴収金

ア. 生徒1人あたり平均徴収月額

区分 課程別	P T A 会費	生徒 会費	図書 費	実験 実習 費	施設 設備 費	その他
全日制	292円	210	92	91	1,097	241
定時制	271円	196	66	79	699	824

なお、詳細は報告書を刊行したので参照されたい。

第7節 教職員の給与

1. 給与制度改革の概要

昭和46年度においては、前年度に引き続いて、人事委員会の給与勧告に基づく給与改定が昭和46年5月1日に行なわれたが、その引き上げ率は、給料10.36%、諸手当0.71%、その他0.67%、計11.74%であった。

改正内容は、給料表では初任給と、2人世帯形成時から3人世帯形成時にかけての職員の給与の引き上げを中心に、中位等級以下の給与改善に重点がおかれた。

特に、高校卒と大学卒との初任給の号給差を、6号給差から5号給差に改められ、このため初任等級の号給構成に一部調整が加えられた。

諸手当では、

(1) 扶養手当

扶養手当の月額を配偶者2,200円、満18歳未満の子2人までは1人につき600円（配偶者がいない職員の子にあっては1人を1,400円）とされた。

また、児童手当の支給対象となる子は、扶養手当は支給されないこととなった。

(2) 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度を80,000円まで引上げられ、その支給期間の限度を30年とされた。

(3) 期末勤続手当

ア. 6月に支給される期末手当の額が0.1月分増額された。

イ. 管理、監督の地位にある職員の一部に対する期末手当および勤続手当について、その職資に応じ、算定の基礎とする給与に給料月額の25%以内の額を加えることとされた。

また、定時制通信教育手当が昭和46年4月1日から、校長、特別調整額受給教員については、5%から8%に、教員及び実習助手については、7%から10%に引き上げられた。

産業教育手当についても同日から、工業科を担当する教員に対し、7%から10%（定時制通信教育手当受給者については3%から6%）に引き上げられた。

2. 教職調整額の新設

教育職員の職務と勤態態様の特殊性から、新たに給料相当の性格を有する給与として教職調整額が支給されることとなった。

これは、昭和46年2月8日の人事院の意見の申し出により立法化されたもので、教育職員のうち2等級または3等級の教諭等に対し、給料月額の4%が、昭和47年1月1日から支給された。このことにより、教職調整額の支給を受ける者については、超過勤務手当および、休日給は支給されないこととなった。

さらに、期末勤続手当等の諸手当の算定の基礎に、教職調整額が加えられた。

また、校長等1等級の者には、前述の教員との給料の逆転を防止するため、一定の額（小・中学校2,900円、高等学校3,000円）を給料月額に加えられることとなった。

3. 給与支給の電算化

小・中学校教職員にかかる給与支払事務が、県の電算処理推進体制に呼応して、県職員に引き続いて、昭和46年4月1日から電算化されることになった。

これにより、小・中学校において行なわれていた例月の給与計算ならびに年末調整の複雑な計算事務は、一挙に解消され、学校事務の能率化に寄与された面が大であった。